

令和5年度 主要な政策に係る評価書

| | |
|----------|--|
| 政策名 | 政策4：地域振興（地域力創造） |
| 担当部局・課室名 | 自治行政局地域力創造グループ地域政策課、地域自立応援課、地域振興室、人材力活性化・連携交流室、過疎対策室、国際室 |
| 作成責任者名 | 自治行政局地域政策課長 西中 隆 |
| 政策評価実施時期 | 令和5年9月 |

第 I 部

政策の全体像について

地域力創造グループ施策 地域振興施策

1. 地方への人の流れの創出・拡大

地域おこし協力隊(p4)、地域プロジェクトマネージャー(p5)、地域活性化起業人(p6)、移住・交流情報ガーデン、サテライトオフィスのマッチング支援、関係人口を活用した地域の担い手確保、ふるさとワーキングホリデー(p7)、子ども農山漁村交流プロジェクト、集落支援員

2. ローカルスタートアップの推進

ローカルスタートアップ支援制度(p8)、ローカル10,000プロジェクト(p9)

3. エネルギーの地産地消の推進

分散型エネルギーインフラプロジェクト(p10)、人材面からの地域脱炭素支援(p11)

4. 受け皿としての地域づくり

地域運営組織(p12)、過疎対策(p13)

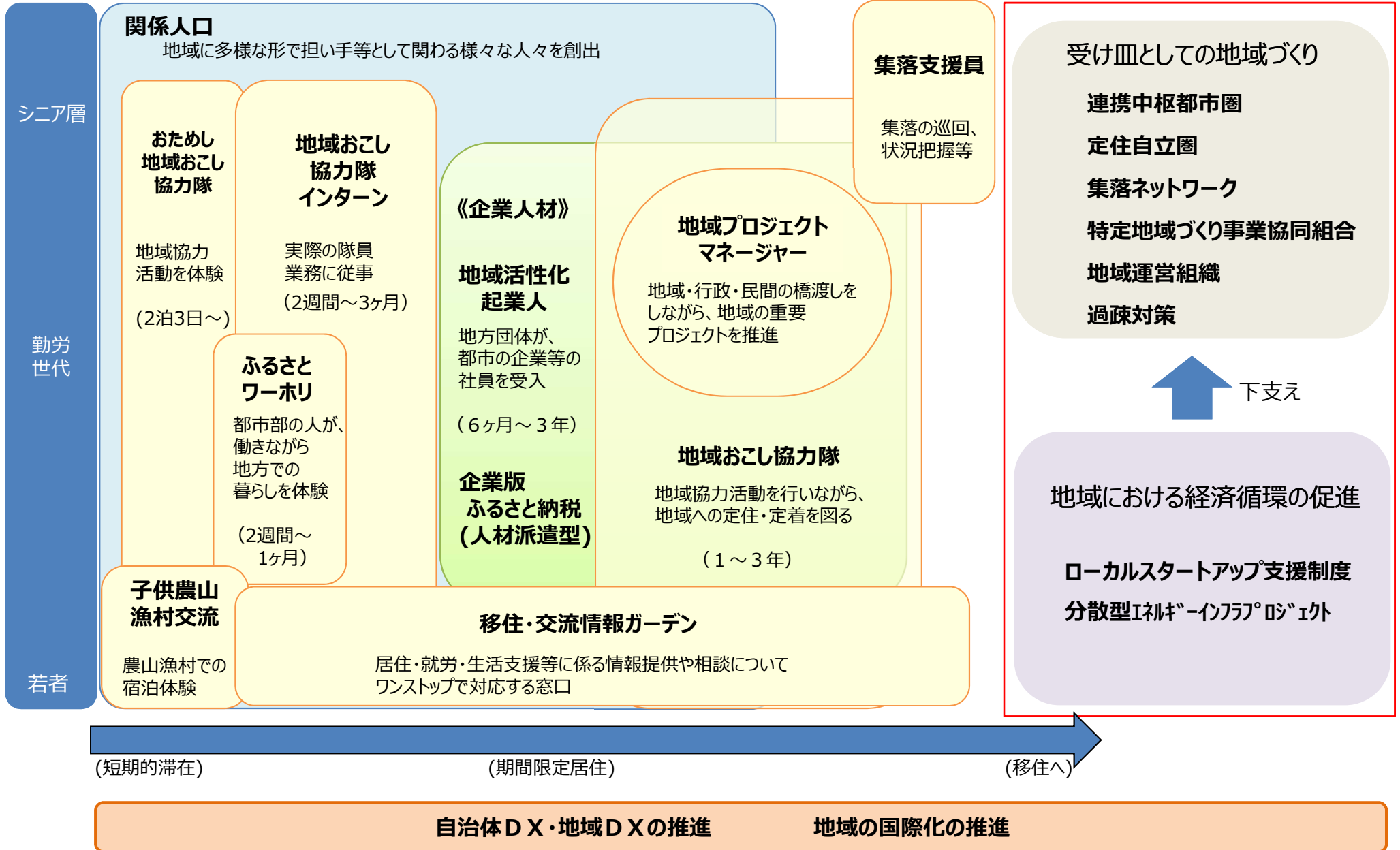
5. 地域の国際化の推進

JETプログラム(p14)、多文化共生社会の推進

地域力創造 G の地域活性化施策について（人材の確保支援等）

自治体における人材育成

アドバイザー等専門人材の活用



地域おこし協力隊について

R5 予算額 208百万円

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体（受入可能自治体1,461団体の約77%）となった。

| 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----------|------|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|------------------|--------------------------|
| 隊員数 | 89人 | 257人 | 413人 | 617人 | 978人 | 1,629人 | 2,799人 | 4,090人 | 4,976人 | 5,530人 | 5,503人 | 5,560人 | 6,015人 | 6,447人 |
| インターン参加者数 | | | | | | | | | | | | | 106人 (16人) | 421人 (82人) |
| 合計 | 89人 | 257人 | 413人 | 617人 | 978人 | 1,629人 | 2,799人 | 4,090人 | 4,976人 | 5,530人 | 5,503人 | 5,560人 | 6,114人 | 6,813人 |
| 自治体数 | 31団体 | 90団体 | 147団体 | 207団体 | 318団体 | 444団体 | 673団体 | 886団体 | 997団体 | 1,061団体 | 1,071団体 | 1,065団体 | 1,087団体 【2団体】 | 1,118団体 【2団体】 |

※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定（令和4年11月末調査時点）ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

※ () 内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。

※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。

※ 【 】 内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R4.3末調査時点

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○ **実施主体**：地方公共団体 ○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下

○ **総務省の支援**：・ **特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

・ **令和5年度予算 2.1億円**

（ ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等） ）

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和4年度には70市町村が活用（特別交付税ベース）。

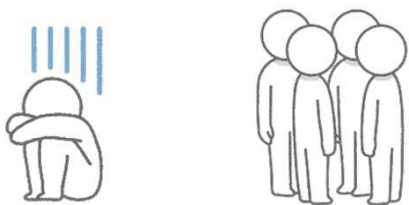
イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

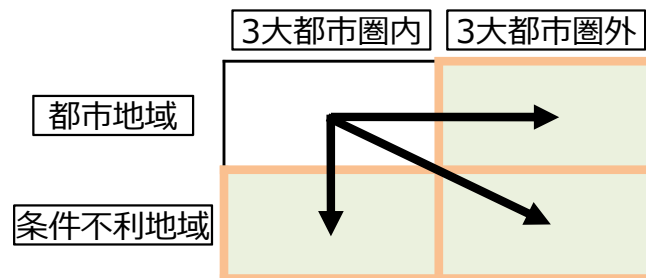
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊OB・OG、地域活性化起業人OB・OGから任用される場合には移住は求めない



地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

① 3大都市圏外の市町村

② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村
※R5.4.1現在

活動内容（例）

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

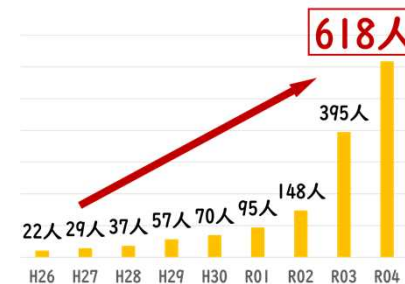
○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

地域活性化起業人の推移



期間

6ヵ月～3年

実績

※特別交付税ベース

| 年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 企業人数 | 22人 | 29人 | 37人 | 57人 | 70人 | 95人 | 148人 | 395人 | 618人 |
| 受入団体数 | 17団体 | 25団体 | 32団体 | 50団体 | 56団体 | 65団体 | 98団体 | 258団体 | 368団体 |

【年代割合】

| 年代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代以上 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 割合 | 12.4% | 26.3% | 27.2% | 27.9% | 6.2% |

ふるさとワーキングホリデーの概要

R5 予算額 30百万円

1. 概要

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

2. 事業スキーム

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



これまでの実績 (R5. 3時点)

- ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約4,300人が地域での暮らしを体験。
- ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判は良い。

課題

大学等を訪問して制度の紹介などを行っているが、制度を知らない人も多く、より効果的なPRが必要。

令和5年度の取組

Web広告などのインターネット媒体を活用した広報活動を強化し、より効果的、効果的に制度を周知する。

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS (X、Facebook等) の運用
- インターネット広告の実施
- 説明会の開催 等

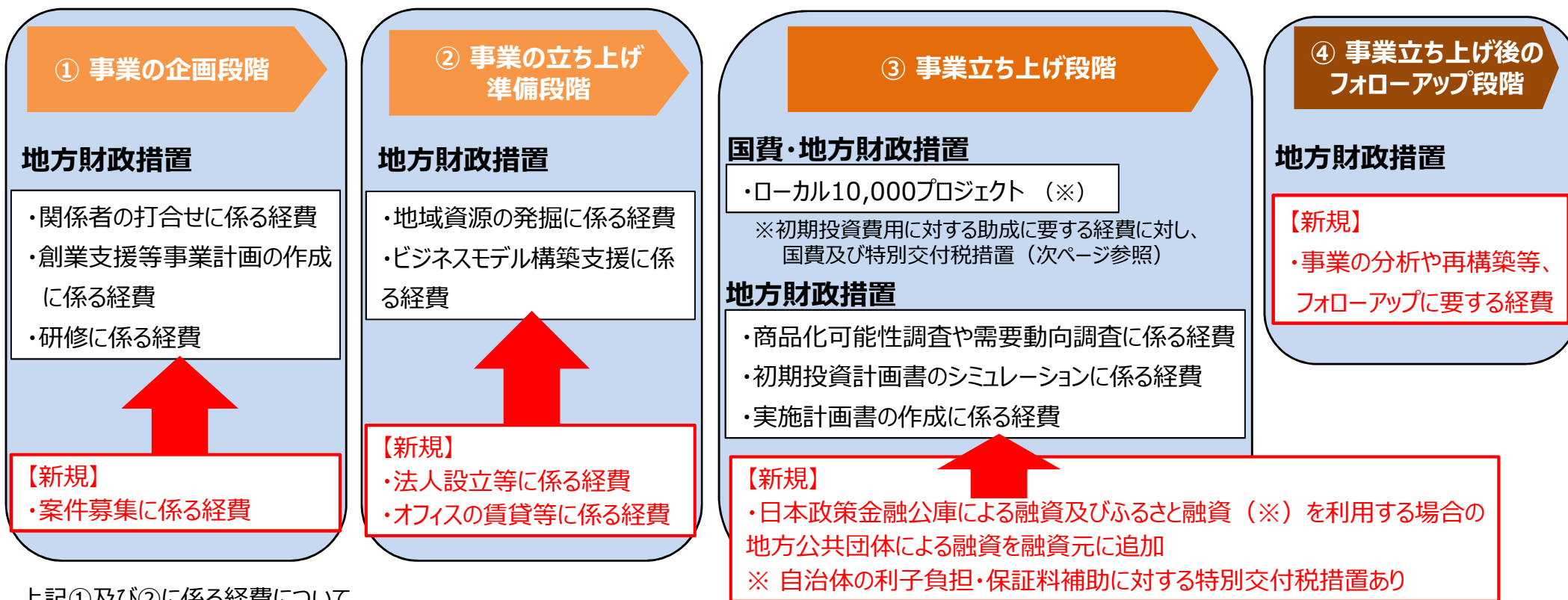


未実施自治体、企業等への説明会の開催

- 実施自治体増と地域企業の参加拡大を図るため、未実施自治体及び企業等を対象にした説明会を開催。
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。

ローカルスタートアップ支援制度の創設

- 地域の活性化を加速し、東京圏への一極集中の是正を図り、地域から全国へのボトムアップの成長の推進に向けて、地域金融機関等と協調してスタートアップ支援に取り組む地方自治体を大幅に増加させるため、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「**ローカルスタートアップ支援制度**」を創設。
- 新たに拡充する地方財政措置と既存の関連措置等（協力隊OB・OGに対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）をパッケージ化し、現行のローカル10,000プロジェクトや分散型エネルギーインフラプロジェクト等の予算措置とあわせて、地域でのスタートアップを幅広く支援する。



上記①及び②に係る経費については、ローカル10,000プロジェクトに繋がらない経費も対象。

以下の措置も活用可能

- ・分散型エネルギーインフラプロジェクト

- ・起業・事業承継に要する経費（協力隊OB・OGによる起業支援）
- ・ふるさと起業家支援プロジェクト（CF活用型ふるさと納税活用補助の上乗せ分）

ローカル10,000プロジェクト

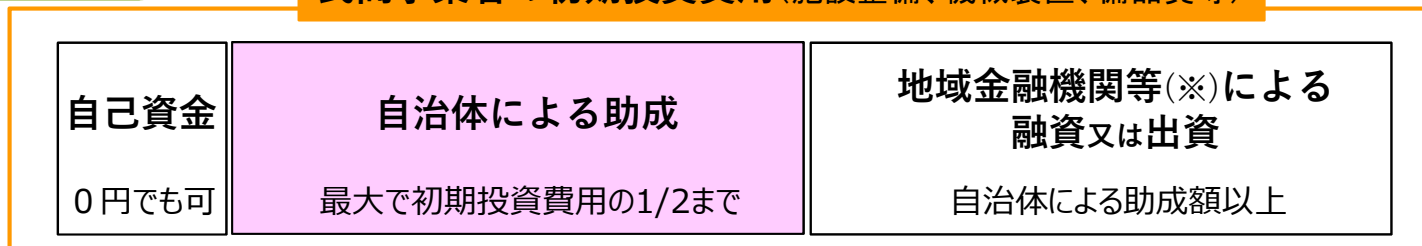
R5 予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体（都道府県・市町村）が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費（補助率：1/2～10/10）による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

2. 事業スキーム

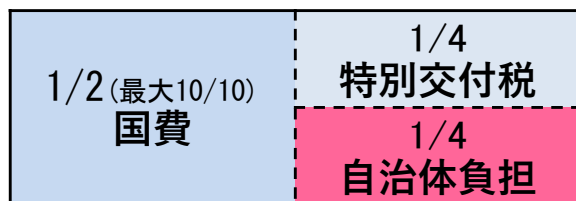
民間事業者の初期投資費用（施設整備、機械装置、備品費等）



活用可能な事業(例)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 農 | 林 | 漁 | 業 |
| 製 | 造 | | 業 |
| 宿 | 泊 | | 業 |
| 観 | 光 | | 業 |
| 食 | 品 | 加 | 工 |
| 地 | 域 | エ | ネ |
| ル | ギ | ー | 事 |
| 業 | | | 業 |

国の財政支援等



※ 第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合
R5年度から、融資元の拡充

- ・日本政策金融公庫
- ・ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

・原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を特別交付税により財政措置。

※1 財政力の弱い条件不利地域は国費を2/3又は3/4にかさ上げ

※2 デジタル技術を活用した事業は国費を10/10、脱炭素に資する地域再エネを活用した事業は国費を3/4にかさ上げ

3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
 - ・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。
 - 又は
 - ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
 - ・自治体から総務省に事業採択を申請。
 - ・申請は年間を通じ随時受付（毎月10日〆切）。
- ③ 採択決定
 - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。

※ R5年度から、記載内容の軽減を図るとともに、記載例を示した計画書を自治体に提示。

4. 採択実績

282自治体
455事業

※令和5年3月末時点

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R5 予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

概要

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定を支援。

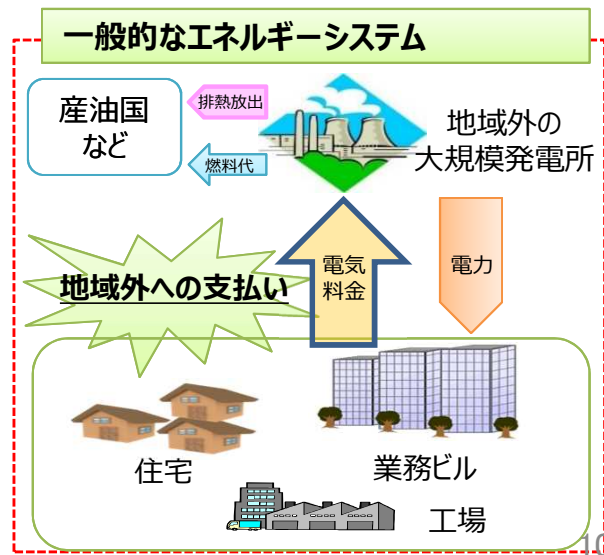
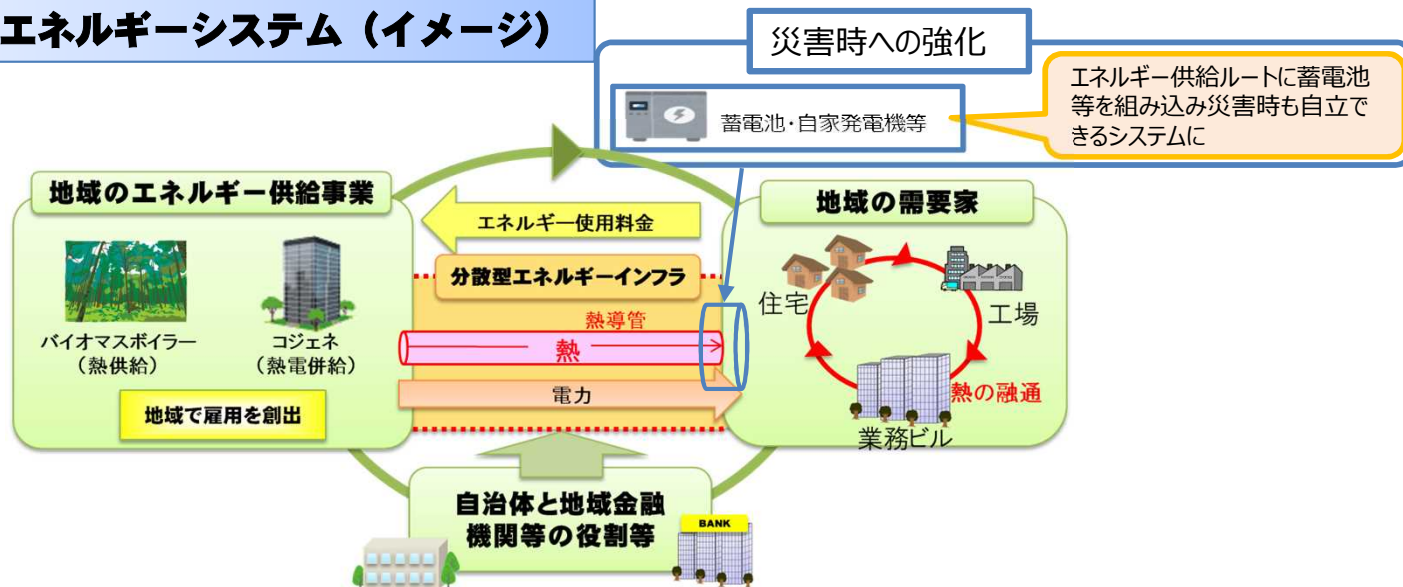
<補助対象> マスタープランの策定経費（上限2,000万円）

<補助率> 策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10）

<実績> これまでに70の団体が策定（平成26年度～令和4年度）

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム（イメージ）



人材面からの地域脱炭素支援

R5 予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

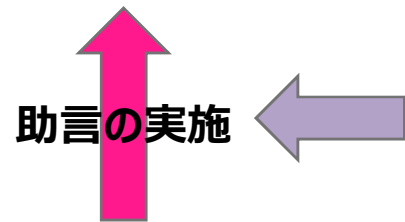
1. 概要

- 地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

2. 事業スキーム



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助
 - ※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)
 - ※2 補助率：補助対象の1/2

外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

地域運営組織の形成・運営

R5 予算額 0.3億円

概要

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

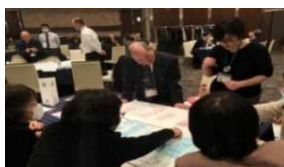
- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○全国セミナー（仮称）

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



過疎対策について

R5 予算額8.0億円

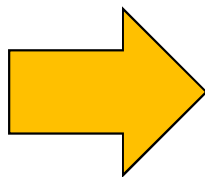
1. 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。
- 直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

2. 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定



3. 過疎地域の現況等

| | (過疎関係市町村) | (全国) | (過疎地域の割合) |
|------------------------------|-----------|---------|-----------|
| 関係市町村数（令和4.4.1） | 885 | 1,718 | 51.5% |
| 人口（令和2年国調:万人） | 1,167 | 12,615 | 9.3% |
| 面積（令和2年国調: km ² ） | 238,675 | 377,976 | 63.2% |

4. 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援（令和5年度計画額 5,400億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金（令和5年度予算：8.0億円）

J E Tプログラム (“ The Japan Exchange and Teaching Programme ”)

JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム

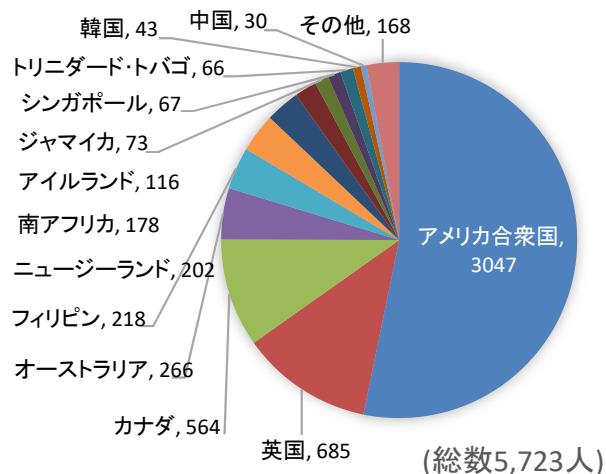
⇒ 令和5年で**設立37年**:

累計で世界77か国から約7万5千人(令和4年時点)の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**

⇒ **小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

(1) 令和4年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- **ALT**(Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : 5,277人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR**(Coordinator for International Relations: 国際交流員) : 437人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA**(Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : 9人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和5年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置
(標準団体(人口170万人)の場合、約2億5千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置
(標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～ 特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

第Ⅱ部

今後注力・工夫等したい分野について

地域おこし協力隊の推進

1. 事業の目的

- 地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組である地域おこし協力隊制度を更に推進し、地方への新しい人の流れを創出する。

2. 現状・課題

- 人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっているところであり、地域外の人材を積極的に誘致し、都会から地方への人の流れを生み出すことは、都市住民のニーズに応えながら地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。
- こうした取組を更に展開するため、地域おこし協力隊の充実を図る必要がある。地域おこし協力隊は、令和4年度では6,447人の隊員が全国で活躍している。政府としては、令和8年度までに地域おこし協力隊の現役隊員数を10,000人とする目標を掲げており、この目標の達成に向け、「応募者数の増加」、「募集者数の増加」、「隊員・受入れ自治体・受入地域間におけるマッチングの向上(ミスマッチの解消)」に重点的に取り組む必要がある。

3. 事業の概要

- 地域おこし協力隊の取組を更に推進するため、全国サミット等を開催し、広く制度の周知を行うとともに、隊員の経験年数や目的に応じた研修の充実等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人的支援を推進する。

地域おこし協力隊の推進

4. これまでの主な取組内容

- 平成21年度に制度が創設され、その時の隊員数は89名であったが、年々増加しており、令和4年度には1,116の自治体で6,447名の隊員が活躍している。また、地域おこし協力隊の任期を終了した者も年々増加しており、令和4年3月末日までに任期終了した者は9,600名を数えるまでになっている。これらの者を合計すると約1万6,000名となり、地域活性化の大きな力となっている。
- 地域おこし協力隊の取組を推進するため、総務省としては、これまでも「地域おこし協力隊全国サミット」の開催などを通じて、応募者数の増加に努めている。また、平成28年度からはFacebook、令和3年度からはYouTubeのアカウントの運用を開始し、地域おこし協力隊の情報等を発信することを通じ、地域おこし協力隊について広く理解を求め、興味・関心を高めることとしている。
- 地域おこし協力隊の取組を推進していくためには、ミスマッチの解消を図っていくことも重要であるため、令和元年度からは、地域おこし協力隊として活動する前に、2泊3日以上期間、住民との交流を含む地域協力活動の体験プログラムを実施し、受入地域とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊」を創設している。また、令和3年度からは、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしやすくなるよう、2週間～3ヶ月間、実際の地域おこし協力隊の業務に従事する「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野の拡大やミスマッチの防止を図っている。
- 平成28年度からは、「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設し、隊員・受入自治体からの相談に一元的に対応している。一方で、隊員数の増加とともに隊員のニーズも多様化しており、隊員一人一人に対するきめ細やかなサポート体制の充実が求められていることを踏まえ、都道府県単位でのOB・OGネットワークづくりを推進している。

地域おこし協力隊の推進

5-①. 具体的な取組①：隊員のなり手の掘り起こし

| 活動内容 | 活動の狙い |
|-------------------------------|--|
| 全国サミットの開催 | 地方移住や地域協力活動に関心がある層に対して地域おこし協力隊制度を積極的に周知し、隊員のなり手の掘り起こしを行う |
| SNSを中心とした情報発信 | 地域おこし協力隊の情報等を発信することを通じ、視聴者に対し、地域おこし協力隊について広く理解を促し、興味・関心を高める |
| おためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンの推進 | 地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピールするとともに、地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討してもらうことで応募者の裾野の拡大やミスマッチの防止を図る |

【成果目標①】



| 成果目標 | 定量的な成果指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標年度 |
|------------------|---------------|------|----|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | 6年度 |
| 地域おこし協力隊の応募件数の増加 | 地域おこし協力隊の応募件数 | 成果実績 | 件 | 5,032 | 4,906 | 4,904 | - |
| | | 目標値 | 件 | - | - | - | 6,000 |
| | | 達成度 | % | - | - | - | - |

【成果目標②】



| 成果目標 | 定量的な成果指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標年度 |
|-----------------|--------------|------|----|-------|-------|-------|--------|
| | | | | | | | 8年度 |
| 地域おこし協力隊の隊員数の増加 | 地域おこし協力隊の隊員数 | 成果実績 | 人 | 5,560 | 6,015 | 6,447 | - |
| | | 目標値 | 人 | - | - | - | 10,000 |
| | | 達成度 | % | - | - | - | - |

地域おこし協力隊の推進

5-②. 具体的な取組②：隊員等へのサポートの拡充

| 活動内容 | 活動の狙い |
|--------------------|---|
| 地域おこし協力隊サポートデスクの運営 | 隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応し、効果的なアドバイスを提供するとともに全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し |
| 隊員向け研修の開催 | 隊員の円滑な活動の支援や地域への人材還流を推進する |
| 都道府県OB・OGネットワークの強化 | 隊員一人一人に対するきめ細やかなサポート体制の充実を図る |

【成果目標①】

| 成果目標 | 定量的な成果指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標年度 |
|------------------------|---------------------|------|----|-------|-------|-------|------|
| | | | | | | | 6年度 |
| 受入可能自治体に対する受入自治体の割合の増加 | 受入可能自治体に対する受入自治体の割合 | 成果実績 | % | 73 | 74 | 76 | - |
| | | 目標値 | % | - | - | - | 80 |
| | | 達成度 | % | - | - | - | - |

【成果目標②】

| 成果目標 | 定量的な成果指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標年度 |
|-----------------|--------------|------|----|-------|-------|-------|--------|
| | | | | | | | 8年度 |
| 地域おこし協力隊の隊員数の増加 | 地域おこし協力隊の隊員数 | 成果実績 | 人 | 5,560 | 6,015 | 6,447 | - |
| | | 目標値 | 人 | - | - | - | 10,000 |
| | | 達成度 | % | - | - | - | - |

地域おこし協力隊の推進

6. 今後の取組の方向性

- 地域おこし協力隊は、令和4年度には、隊員数が6,447人、受入自治体数も1,116自治体となり、任期終了後はおよそ65%が引き続き同じ地域に定住するなど、地域活性化の大きな力になっている。
- 地方への新たな人の流れを創出するため、令和5年度には、地域おこし協力隊の「受入サポートプラン」として隊員の募集から任期終了後の定住までの段階に応じた隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実を図っているところであるが、令和8年度までに現役隊員数を10,000人とする目標の達成に向けて、引き続き、以下のとおり取組を進めていく。

(1) 応募者数の増加

地域おこし協力隊の取組の更なる推進を図るため、応募者数の裾野の拡大を図ることが必要であることから、新たにInstagramのアカウントの運用を開始するなど、SNSを中心とした情報発信の強化や事例の発掘によるメディアへの働きかけに取り組む。

(2) 募集者数・取組自治体数の増加

「募集したが応募がなかった」や「応募はあったが求める人材ではなかったために採用に至らなかった」などといった課題を抱え、隊員を受入れていない自治体も少なからずあることから、各自治体における募集の魅力度の向上を図るため、研修・マニュアルの充実等により募集・受入のノウハウの共有に取り組む。

(3) 任期終了後も含めた隊員のサポートの強化

隊員一人一人に対するきめ細やかなサポート体制の充実が求められていることを踏まえ、「地域おこし協力隊全国ネットワーク(仮称)」を設立し、情報の発信や関係団体との連携強化、隊員やOB・OGの活動支援に取り組むとともに、都道府県単位でのOB・OGネットワークづくりの推進に取り組む。